

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅(北行)工事

No.	質問事項	回答
1	様式2 技術資料 様式2に記載する監理技術者及び主任技術者の審査基準日における他工事の従事状況について、制約事項がありましたらご教示願います。	監理技術者及び主任技術者を建設工事に専任で配置できることとしております。専任期間の考え方は、別紙1 配置技術者の専任期間の基本的な考え方のとおりです。
2	別紙1 配置技術者の専任期間の基本的な考え方⑤ 設計業務契約と工事契約が別々であるため、監理技術者及び主任技術者の配置は工事契約に至った場合に専任従事の対象となるとの解釈でよろしいでしょうか。	監理技術者及び主任技術者の専任従事の対象は、工事契約に至った場合で、別紙1 配置技術者の専任期間の基本的な考え方⑤に記載のとおり、工事契約工期のうち、現場稼働期間が対象となります。
3	説明書P4 3-1.競争参加資格(7) 配置予定の監理技術者及び主任技術者について、競争参加資格確認申請時から工事契約に至るまでに時間があるため、申請時の他工事の従事状況等の変化に伴い、配置が困難となってしまった場合は同等の必要資格を有する者へ変更することは可能でしょうか。	土木工事共通仕様書1-7-3 現場代理人等の配置(1)1) 2)に記載のとおり、確認資料等の「配置予定の主任(監理)技術者の資格」を求める様式に記載した者の中から選定し、配置していただきます。
4	技術提案書 協議が必要な道路上等における計測工の提案は可能でしょうか。	提案することは可能ですが、長期間の通行止め等、第三者の生活等に多大な影響を与えないよう留意して計画してください。
5	説明書P11 4-3.技術評価の評価項目等 技術提案書の評価項目ごとに①～②、または③の細目が記述されています。(例：1.全体計画の理解度 ①設計業務に対する理解度、②・・・) 提案書の作成にあたり、この①②について、明確に記述分けされていなければ評価対象とならないのでしょうか。それとも、様式全体を通して細目①②の項目(ならびに4-7.技術提案の評価 の評価基準内容)を満たしていれば、評価対象としていただけるのでしょうか。	手続き開始の公示(説明書)4-7.技術提案の評価に示す評価基準を参照のうえ、作成してください。
6	説明書P11 4-3.技術評価の評価項目等 技術提案書の評価対象となるのは、様式4-3-1～4-8に記載している事項のみでしょうか。それとも、それに添付する補足説明資料を含めて評価していただけるのでしょうか。	各様式及び技術提案書を補足する図面等の資料も含めて総合的に評価致します。ただし、技術提案書を補足する図面等の資料については、様式毎に示す「記載上の注意事項」に従って作成してください。
7	説明書P13 4-4.技術提案書の作成 作成に係る留意事項「技術提案書(全般)」において、「文字の大きさは10ポイント以上を標準とする。」「技術提案書には図表を含んでも良いが判読可能であること。」と記載されています。 図表のフォントについては、判読可能であれば10ポイント未満でもよろしいでしょうか。	図表のフォントについては、判読可能であれば10ポイント未満でも構いません。

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション北地中拡幅(北行)工事

No.	質問事項	回答
8	<p>説明書P13 4-4.技術提案書の作成 作成に係る留意事項「技術提案書(全般)」において、「技術提案を行うにあたり、第三者(隣接する関連工事等以外)との協議が必要とならない提案とすることを基本とするが、提案する施工方法等によって、やむを得ず第三者(隣接する関連工事等)との協議が必要となる場合は、ヒアリングにて確認を行うものとする。」と記載されています。 地上の用地買収部外で実施する提案を記載した場合、ヒアリングにより実施可能と判断されれば評価対象となるとの解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>ヒアリング等において、実施可能と判断されれば評価の対象と致しますが、長期間の通行止め等、第三者の生活に多大な影響を与えないよう留意して計画してください。</p>